西条認定こども園　重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、説明すべき内容は、次のとおりです。

１　施設運営主体

名　　称	公益財団法人　鉄道弘済会
所　在　地	東京都文京区小石川１－１－１文京ガーデンゲートタワー19 階
電 話 番 号	０３－６２６１－３２９８
代表者氏名	会長　森本　雄司

２　利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	西条認定こども園
施 設 の 所 在 地	西条市本町１丁目１３３－２
連　　絡　　先	電話番号　0897-55-3106　ＦＡＸ　0897-55-3206
管　　理　　者	園長　井原　義徳
対 象 児 童	満３歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満３歳未満の乳幼児
利 用 定 員	（１号認定子ども） 満３歳以上の小学校就学前児童のうち、２号認定子ども以外の児童 １０人 （２号認定子ども） 満３歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 ４３人 （３号認定子ども） 満３歳未満で保育を必要とする児童 ２７人
開 設 年 月 日	平成３１年４月１日

３　施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

(1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。

(2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

(3) 当園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4　当園における施設・設備等の概要

(1) 施　設

敷　地	敷地全体	１４４９．２１㎡
	園　庭	６３５．２２㎡
園　舎	構　造	鉄筋コンクリート２階建
	延べ面積	６４２．８９㎡

(2) 主な設備

設　備	部屋数	備　　考
乳児室	１室	沐浴室・調乳室
ほふく室	１室	つぼみ組（０～１歳児クラス）
保育室	３室	はな組（１～２歳児クラス），うみ組（３～５歳児クラス），そら組（３～５歳児クラス）
遊戯室（ホール）	１室	
調理室	１室	
ほけんのへや	１室	

5　職員の職種、員数及び職務の内容

職　種	員数	職務の内容
園　長	１名	所属長の指示を受け、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対して法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園運営に従事する。
主任保育士 主幹教諭	各１名	園長を補佐し上司の命を受けて業務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。 地域の子育て支援を行う。
保育士	１９名	園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。
栄養士	１名	園児の発達段階に応じて、０歳児の離乳食、１歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。
調理員	３名	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
学校医	１名	健康診断を行い、園児の健康面での指導を行う。
学校歯科医	１名	検診を行い、園児への歯科衛生の指導を行う。

6　教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
１号認定子ども	月曜日～金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業　（　８月１１日～８月１７日） 冬季休業　（１２月２６日～１月　５日） 春季休業（　３月２５日～　４月　５日）
２号認定子ども ３号認定子ども	月曜日～土曜日	日曜日、祝祭日 年末年始　（１２月２９日～１月　３日）

7　教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
１号認定子ども	教育標準時間（概ね４時間程度）	９時００分～１３時００分（※１）
２号認定子ども	保育標準時間（最大１１時間）	７時２０分～１８時２０分（※２）
３号認定子ども	保育短時間（最大８時間）	９時００分～１７時００分（※３）

【※１】

１３時００分を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かりを利用することもできますので、ご相談ください。（別途保護者負担金が必要となります。）

【※２】

７時２０分～１８時２０分の範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、第６項及び上記記載のとおりですが、保護者様の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、利用者ごとに市が決定します。

なお、７時２０分～１８時２０分の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時２０分までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、本園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

【※３】

９時００分～１７時００分の範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、第６項及び上記記載のとおりですが、保護者様の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、利用者ごとに市が決定します。

なお、９時００分～１７時００分の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は，７時２０分～９時００分又は１７時００分～１８時２０分の範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、本園にお支払いいただく通常の保育料の他に，別途保護者負担金が必要となります。

８　提供する教育・保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成２９年３月３１日厚生労働省告示第１１７号）及び幼稚園教育要領（平成２９年３月３１日文部科学省告示第６２号）に基づき、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

⑴ 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記７に記載する時間において、教育・保育を提供します。

⑵ 障がい児保育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

⑶ 食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※　献立表、食育だよりを毎月発行し、献立や食育についてお知らせしています。

※　食物アレルギーについては、医師の診断書を基に除去食を提供します。

※　全園児、完全給食となります。

９　利用料金

⑴ 特定教育・保育に係る利用者負担金（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を本園にお支払いいただきます。

⑵ 特定教育・保育の提供に要する実費に係る保護者負担金

別表に掲げる費用を負担していただきます。

⑶ ２号認定子ども・３号認定子どもに係る延長保育保護者負担金

延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

⑷ １号認定子どもに係る一時預かり保護者負担金

在園する１号認定子どもが一時預かりを利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

１０　利用の開始に関する事項等

当園は、１号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込を受けたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

⑴　利用申込のあった１号認定子どもと現に当園を利用している１号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合

⑵　利用要請があった２号認定子ども又は３号認定子どもの数及び現に当園を利用している２号認定子ども又は３号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合

⑶　園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

２　前項第１号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、面接後あらかじめ園長が明示した公正な方法により選考します。

１１　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) ２号認定子ども及び３号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。

(3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。

(4) 保育料等の利用者負担金の滞納が続いた場合。

(5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

１２　嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	星加小児科内科ファミリークリニック

(2) 歯科

医療機関の名称	行本歯科

１３　緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、状況に応じ、各種マニュアルに準じて、園医または園児の主治医に相談、医療機関受診、救急車要請を判断し必要な措置を講じます。

＜近隣の緊急連絡先＞

西条警察署	０８９７－５６－０１１０
三本松交番	０８９７－５５－５００３
西条東消防署	０８９７－５５－０１１９
西条市子育て支援課	０８９７－５２－１３３７
西条公民館	０８９７－５２－１２６４

１４　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	三並　明代
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有 ・ガス漏れ報知機　無　・非常警報装置　有 ・非常用電源　有　・スプリンクラー　無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理　有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。

１５　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名　　主任保育士　三並　明代 電話番号　０８９７－５５－３１０６
相談・苦情 解決責任者	氏名　　園長　　井原　義徳 電話番号　０８９７－５５－３１０６
第三者委員	２名

※本園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

１６　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金
保険の内容	園の管理下で発生した事故においての保障
保険金額（補償限度額）	死亡時　２，８００万円

１７　守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。

(2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

(3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

別表（第１２条関係）

１　実費徴収

別表

項　　目	内容、理由及び目的	対象児童	金　　額
給食代（１号認定）	主食代含む	１号認定の子ども	月額３，８５０円
給食費（２号認定）	給食代(主食代含む)	２号認定の子ども	月額５，０００円
新年度用品	年齢に合わせて必要なもの	全園児	実　費
トレーニングウェア代		1，２号認定の子ども	実　費

２　２号認定・３号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する利用者負担金

（１）保育標準時間

１８時２０分～１９時２０分の間

項　目	月（単位）	金　　額
延長保育料 （月１回以上利用）	月　額	２,０００円

（２）保育短時間

７時２０分～９時００分又は１７時００分～１８時２０分の間

項　目	時間（単位）	金　　額
延長保育料	３０分毎	１５０円

３　１号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担金

項　目	時　　間	金　　額
平　日	７：２０～９：００ １３：００～１８：２０	１日　２００円 １日　５００円
土曜日 長期休業日	９：００～１２：００ ９：００～１８：２０	半日　　９６０円（給食代を含む） １日　１，７００円（給食代を含む）

ご 利 用 者 様 各 位

西 条 認 定 こ ど も 園
園　長　　井原　義徳

重要事項説明と同意書提出のお願い

当園をご利用になる新入園児の保護者様に重要事項を説明させていただきました。
つきましては、説明の内容について、ご理解いただけましたら、おそれいりますが、下記の同意書に署名捺印のうえ、提出をお願いいたします。

----------(切　り　取　り　線)　----------

重要事項説明についての同意書

西条認定こども園
園長　井原　義徳 殿

私は、入園に際しての重要事項説明を受け理解をしました。
ここに説明内容について同意します。

令和７年　　月　　日

児童氏名　……
保護者住所　……
保護者氏名　……
児童との続柄　……
※ご兄弟はまとめて記入してください。